

会 議 録

会議の名称		第10回小金井市立保育園の在り方検討委員会
事務局		子ども家庭部保育課
開催日時		令和7年5月15日（木）午後7時00分～9時52分
開催場所		小金井市役所第二庁舎8階801会議室
出席者	委員	委員長 普光院 亜紀 委員 副委員長 渡邊 嘉二郎 委員 委員 大前 優香 委員 古山 幸恵 委員 尾高 真奈美 委員 田中 浩司 委員 八木 尚子 委員 水津 由紀 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 保育課長 黒澤 佳枝 保育施策調整担当課長 中島 良浩 保育課保育係主任 松本 俊介 小金井保育園園長 小方 久美 けやき保育園園長 池田 由美子 株式会社黒崎事務所 黒崎 晋司 株式会社黒崎事務所 田中 史志
欠席者		
傍聴の可否		<u>可</u> ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数		53人
会議次第		1 前回までのまとめ等 (1) 会議録の確定 (2) 前回までのまとめ ・ 答申案素案（たたき台）⇒素案、委員ご意見、案（資料74～75） (3) 民間保育園長会意見書の取扱いについて（資料73） 2 【協議事項】 答申案について（資料74～78） (1) 答申案について (2) 答申案の修正について (3) 今後の取扱いについて 3 その他

発言内容・ 発言者名（主 な発言要旨）	別紙のとおり
提 出 資 料	資料 7 3 公立保育園に期待する役割について（小金井市民間保育園園長会） 資料 7 4 小金井市立保育園の役割と在り方について 答申（案） 資料 7 5 資料 6 9 に対する委員修正意見等 資料 7 6 「小金井市立保育園の役割と在り方について 答申（案）」資料 6 9 か らの変更内容 資料 7 7 答申（案）に対する委員修正意見 資料 7 8 答申（案）に対する委員修正意見
そ の 他	なし

第10回小金井市立保育園の在り方検討委員会 会議録

令和7年5月15日

開 会

○普光院委員長 定刻となりましたので第10回小金井市立保育園の在り方検討委員会を開会します。

本日、欠席はございません。

それでは前回までのまとめに入ります。まず議事録の確定です。前回の議事録については、皆様からいただいた内容にて修正し、委員長確認の上で確定したいと思います。確定した前回会議録については、原則翌日中に事務局にて、市ホームページにアップするとのことです。

次に（2）前回までのまとめについてです。事務局から説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 第9回の委員会では、第2回市民ワークショップの結果についてご報告させていただきました。その上で、資料69として、答申案たたき台を提示させていただき、そちらについてご議論いただきました。ご議論を踏まえ、また委員からのご意見をいただいて、素案としてまとめたものでございます。答申の素案が資料74、委員の意見とその対応ということについては資料76になります。本日、資料74に対する修正意見として、資料77、78として委員お二人からご意見をいただいておりますので、素案をどう修正していくかということをご議論いただきたいということになります。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。あと資料の訂正について、お願いいたします。

○中島保育施策調整担当課長 はい。資料70について、内容に誤りがありましたので、差し替え資料を委員の方の机にお配りをさせていただいております。資料の表面をご覧ください。4月24日の委員会にて配布させていただいておりましたが、わかたけ保育園の保育定員の記載に誤りがありました。81人としておりましたが、こちら正しくは、79人でございました。修正部分には下線を引いてございます。資料裏面についても、保育定員の修正に伴い、費用の試算の値がそれぞれ修正となっております。なお、こちらについても修正部分には下線を引いてございます。

説明は以上となります。

○堤子ども家庭部長 今日お配りしている次第に誤植がありまして、配布資料という中で、アルファベットのsが入ってしまっています。申し訳ありません。こちらHPの公開時には修正したいと思います。大変申し訳ありません。

○普光院委員長 それでは、次に民間保育園園長会意見書の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 資料73ですが、市立保育園に期待する役割について小金井市民間保育園園長会からご意見をいただきました。在り方検討委員会については、民間園の委員2人が辞任されましたが、この間の議論を踏まえて、ご意見等があれば伺いたいということ市の方から申し上げていたものです。それについてご意見をいただきました。在り方検討委員会の答申の作成にあたっての参考になる内容だと考え、委員の皆様と共に

有させていただいた上で資料とすることについて正副委員長にもお諮りしたところでございます。

資料73についての事務局からの説明は以上になります。内容についてはご覧いただければと存じます。

○普光院委員長 民間園長会から公立保育園に期待する役割についてということで、概ね答申の内容を支持していただいているご意見をいただいております。皆様にもご確認いただいていることと思います。

それでは協議事項の2に入ります。答申案についてということでまず、私から答申案の変更点等についてご説明をさせていただきたいと思います。前回の委員会が4月24日、4月30日に委員会でのご意見を踏まえた答申の修正版を送付しております。そちらについての意見の提出締め切りを5月6日とし、提出いただいたご意見を踏まえ、5月9日に答申案のバージョンⅡを委員の方々に送付しております。その内容について、特にご意見があればということで、5月13日を締め切りとしておりましたが、そちらでもご意見をいただき、本日を迎えております。ですから、前回委員会から今回までの間に、答申案を2回更新しているということになります。変更内容については、変更点の照合表をお手元に資料としてお配りしております。

私からは大きな修正箇所についてご説明したいと思います。

まず3ページ、小金井市における保育の現状です。(1) 小金井における保育等の取組についての上にこの小金井の現状について、リード文を加えております。それから

(1) の①のところで、園庭保有率等の記載の部分が少しわかりにくいということで、例えば園庭保有率の定義などを正確に記述するなどの変更をしております。それから

(1) の②の部分ですが、わかりやすい記述にしています。それから次のページの④ですが、保育園の在宅子育て支援についての記述が、冒頭と最後に分かれておりましたので、1つにまとめて冒頭に持ってきたという整理をしております。それから1の

(2)、4ページの下の方ですけれども、①括弧、待機児童対策及び利用定員の見直しという項目です。2023年4月に待機児童ゼロを達成したが、特に、年度途中の0、1歳児のクラスの利用不可数は相当数に上っており、対応が必要となっているということについて、根拠があるのかというご意見がございましたので、答申資料6に、年度途中の内定状況の資料を改めてつけております。つまり「申請数」－「実際に入園できた方の数」で利用不可となった人数を明記するように変更しており、これで、年度途中に利用不可となっている人数がかなりかさんできているということがわかんと思います。今年は待機児童数がゼロではなくなるかもしれないという速報の連絡が事務局からもありましたが、そういった状況があるということです。

次に、小金井市の保育・子育て支援を取り巻く問題というところの④、地域の子育て支援の拡充のところで、まず、長すぎるのではというご指摘をいただきましたので、少し縮めました。これまで保育についての議論が、在園児の保育の内容に関するものがとても多く、現在、国ではすべての子どもに対する支援ということで、育児休業中の子どもであるとか、在宅の子ども、いわゆる地域の子育て支援というものにかかなり力を入れてきているという状況があり、そこが見えにくいまま議論が進んでいた印象があり、その部分について、国の法令等と照らし合わせたり、小金井市の実施事業と照らし合わせたりして、具体的に解説したため、やや長くなっております。内容的には、前回とそこまで大きな変更があったわけではありませんが、少し短くなっております。それから⑤の市立保育園が直面する問題のところはいろいろご意見が出たところではあります。ここでは任期付き職員のことや、誤解を招く表現等もあったので、事務局からも情報をいただき、調整をしております。また任期付き職員が増えた経緯について、補足すべきというご提案をいただいたので、そこも追記しております。

す。この人材確保と財政難については、様々ご意見があったところですが、実際、小金井市が財政難なのかどうかという議論になってしまいがちですが、財政問題をこの委員会で判断することは困難であるということは、私は再三申し上げてきたので、財政の状況についてはなるべく客観的な情報提供しつつ、委員の方のご意見で、そういう見方が適当なのかということもご意見としていただきましたので、市からの情報も加えつつ、7ページの⑤の下の部分の最後の2行で「なお委員からは、財政が危機的状況であるとの判断には疑問があるとの意見もあり、総合的に検討することが求められる」としており、かなり文言を修正しております。

それから7ページ、8ページはおおむね文言の修正となっております。

10ページの「第1の役割は」で始まる地域の連携、保育の質の維持向上を進める役割のところの説明の一番下のところの巡回支援が、いわゆる巡回相談とは違う意味だということを書いてあるのがわかりにくい、ということだったので、具体的に解説をしております。

それから11ページ、ここは大きな移動がありました。ここに関して、3は「市立保育園の役割を実現するための課題」となっていますが役割を実現するための課題の一番が、なぜ「市立保育園の適正な配置」となっているのかというご指摘を受けまして、確かに、論旨としてはおかしいと思い、「市立保育園の適正な配置」を後ろにまわして、一番を人員不足、二番を老朽化、そして、3に配置の話を入れております。

上記2点との関連で、諮問は市立保育園の適正な配置について問うているが、市立保育園の配置については、4つの役割を実現するために必要な配置と、定員管理の面から適正と考えられる配置の両面から検討する必要があるということで、詳細は次に送っております。というのも、配置についての記述は他にも記載があり重複していました。そこで、ここでは簡単に記載を行い、詳しい内容は後でという形で書いております。

次の4 市立保育園の在り方、課題の対応策というところでは、(1)が諮問された5つの課題への対応策ということで、ここは少し文章の整理をしております。それから、人員配置に関する段落の少し上、本答申により市立保育園の今回の見通しが確立することにより小金井市における保育士採用が改善することを期待したい。なお、欠員の多くは育休代替任期付き職員、会計年度任用職員で生じており、欠員を行うためには必要な正規職員を確保する必要があると考えられる、という文章の後に、なお、総合的な見直し（民営化等）を行うことを前提に14人の正規職員を任期付にしたという経緯があったことについて、改めて是非を検討する必要があると考えられる、という文章をご意見により追加しております。

それから(2)の市立保育園の役割の速やかな実現のために＜在り方＞、ここにはかなりたくさんのご意見をいただいております。(2)の①は上述の記載のとおりと簡単に書かれていましたが、簡単すぎるということで少し補足しております。それから②の配置についてのところには、前段で先ほど割愛したものを加えて合体させております。内容は、新しいものが加わったわけではなく、前のところの内容と、もともとここにあった内容を合体している状況です。新しく加わった部分としては、(2)②ポチの3つ目、適正な規模の地域ブロックのあり方のところの4行目の途中から、このとき市立保育園は、障害児・医療的ケア児支援などを民間と協力しながら率先して担っていく役割が期待されている、ということで、ここにこういう記述が必要ではないかというご指摘を受けて追加をしております。

その下、いわゆる配置についての検討のところも色々ご意見がございましたが、ある程度わかりやすくするために私の方で見出しのつけ方、番号の付け方を整理してわかりやすくしたつもりです。

そして、特に14ページの一番下の黒ポチです。このような検討を経て、委員会で

はブロック分け、市立保育園の配置について大きく次の意見が出されたということで、5園の維持、4園の維持、3園の維持、5園の維持が困難等々の見出しを付けております。この部分についてかなりご意見が出ました。これは、1回目のご意見で一旦このような形としておりますが、これについてはまた後程、ご意見をいただきたいと思っております。委員会の席で言っていたこと、それから後で出していたご意見から拾って見出しに沿って分類していると考えていただければと思います。

さらに、16ページの最後の部分ですが、小金井市の保育の現状に求められることで終わってしまっていたので、最後にまとめの文章をいれております。今後、前向きにこの答申を活用していただきたいという旨の文章を作文して入れております。

今ご説明した変更点等について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○八木委員 14ページの真ん中辺の(2)市立保育園から徒歩15分程度の円を描いた場合となっておりますが、前回の委員会でも話がありましたが、子育て拠点は保育園だけではないということで、今後全部で6ヶ所、そこも子育て拠点として15分圏内の中に入るというお話だったかと思ったのですが、ここの記述に関しては市立保育園から徒歩15分圏内とするということでしょうか。

○普光院委員長 そうです。ここにも説明の記載をしておりますが、市立保育園は保育の専門機関で、子育て支援拠点と子育て相談機関というのは別々です。子育て支援拠点と、子育て相談機関と両方あって、徒歩15分圏内とされているのは子育て相談機関の方ですが、まず子育て相談機関について、スペースによっては、ひろばを設けられないところもあるという事務局からの説明もあったので、市立保育園は少なくとも相談機関にはなっていたきたいということを前提にまとめております。

ただ、もちろんおっしゃるように児童館、学童保育等も相談機関としてのこれから役割を担っていくということが計画されているということなので、公立保育園だけで考えなければいけないというわけではありませんが、公立保育園を中心に考えた場合はそうなりますということです。

あともう1つ、この場でもお話したことですが、児童館や学童保育というのは、これから学齢期の子どもの支援に関して、もっと専門化していくべきなのではないかという考えを持っております。このような役割分担を考えたときに、公立保育園が保育年齢の子どもの子育て支援について主たる役割を果たすとすれば徒歩15分ということを一つつ考えていく場面があるのではないという意味で載せています。

○八木委員 そうであれば、もう少し詳しく説明を載せないと、他の委員さんのご意見にもありましたが円を描いてしまうと、見た目だけでここが手薄になっていると見えてしまうと思います。

今、委員長がおっしゃった、それぞれそれぞれの拠点となっていくということの参考の資料ですと言う割には、ここが手薄な空間になっているのではないかというご意見もありましたので、誤解を生むところはあるのではないのでしょうか。

○普光院委員長 ただ、公立保育園の役割ここまですっと論じてきた中で、地域の子育て支援を担っていくということは、何度も何度も議論してきたはずです。

○八木委員 そこに徒歩15分の円を描く必要があるのかということです。

○普光院委員長 円を描くのが嫌だということであれば、何かしらの注釈をつけるとか。ここまで公立保育園の役割として地域の子育て支援を担っていくということと、こども家庭セ

ンターと行政機関として連携するということを話し合ってきた中で、そういう機関だからこそ地域をカバーするような形で描く、委員会として答申を出すにあたって、円を描くということが当然なのではないかと思います。

学童保育所が今やっているから、公立保育園ではやりませんという話にはならないと思います。これまでの議論で、公立保育園も地域の子育て支援をしっかりと担っていくんだという議論をしてきたわけですから、そのことと徒歩15分の線を引くということは、私は矛盾しないと考えています。

○八木委員 そうであれば、もう少し説明があってもいいのではという気はします。

○田中委員 後で意見としてお話ししたかったところでもあるんですが、私は徒歩15分の円を描くことには賛成で、その上でこの15分の半径を見ると、1.2キロになっています。これは、不動産広告などで健康な大人が結構なスピードで、雲の上を歩いていくような、壁を乗り越え、突っ切って行ったときの半径になっていて、子どもだと、どのぐらいで歩けるのかなと思って、学会誌とかで調べてみても、2歳でたたと歩いて時速3キロ、3歳だと3.7キロ、4歳だと4キロそこそこ歩けるとなっているのですが、ただそれもかなり早いと思います。他の資料も調べてみたのですが、足立区の教育委員会が、足立区立小中高の適正規模、適正配置の実現に向けてという公的な資料で出しているのが、通学圏を30分以内に抑えましょうというもの。その時に、どれぐらいの円を描くかといったときの根拠となっている数字が、小学生で分速40メートル、中学生は分速60メートルを採用しますと書かれています。これを見ると、時速で小学生は2,400メートル、中学生で3,600メートル。要は、この円は残すべきだけでも、結構なインパクトを持って視覚的にとらえられてしまうので、私としてはよっぽど妥協しても時速4キロに落とす必要はあるし、小学生で時速3キロぐらいと考えたら、円の半径は800メートルそこそこが現実的ではないか。実際にはもっと短いと思うのですが、数字として出されているものを引用しなければいけないとした場合の円の半径は750メートル、時速3キロが限界ではないかと思っています。この資料は後々残るものですし、これで750メートルの半径で円を引いてみるとすごく空いてしまうことになるのです。ただ、15分でアクセスするという数字が出ている上で、さすがに時速4.8キロで歩く親子を前提とした数字は、少し現実的ではないと思ったので、具体的な数字としてこの1.2キロは、違うのではないか、しかも、直線であることも考えると現実的ではないのではないか。ですから、案としては先ほど言った小学生を採用するとしたら750メートルくらいで、半分ではないですが、それに近いくらい。そうすると、カバーできる面積は4分の1になるわけです。そうすると、相当カバーできていないということになります。

私は円を載せることも賛成だし、いろいろな案を書いてくださったことについても、概ね納得できるものかなと思っていますが、ただ徒歩15分ということで、意見を言わせていただきました。

○普光院委員長 ありがとうございます。

○水津委員 ここで言うところの徒歩15分というのは、エリア的な考え方の問題で、子どもが実際に歩くというよりは、地域を見たときに15分ぐらいで、保護者と一緒に行ける場所という意味合いだと私は捉えました。子どもの歩く速度でと言ってしまうと、それこそ公園規模でないとできないかなと思いますし、それは別の考え方かなと。公立保育園の役割3の在宅子育て家庭を支援する役割というところで、円を引いていると認識していますが、それはいわゆる児童相談施設というものとはまた違って、公立保

育園がこういうような役割を持つ必要があるということを言うために入れていると認識したので、15分の円が必要なかはわかりませんが、こういう範囲での考え方があるというように捉えられるのではないかと私は思っています。

○普光院委員長 それは、15分で考えても、差し支えないということですか。

○水津委員 誤解を生じると言われればそうなのかもしれませんが、乗り物に乗れば15分圏内に相談できる場所がある、というように、今のエリアでも考えられるのではないかと思いますし、子どもたちが歩いて行ける距離でと言ったら、それこそ増やさなければならぬことになってしまうので、公立保育園にそれを求めるのかというと、そこもちょっと違うのかなと思っています。

○普光院委員長 その結論のために書く図ではなく、判断を行う上での参考資料です。私が高自治体で同様の議論に入ったときに、保護者の方々の代表から出た意見はバギーを押して15分圏内にしてくださいというものでした。それはとても現実的な意見だと思います。それだと、確かに不動産屋さんの表記だと広過ぎるというのは確かにあります。バギーで押したらどのくらいスピードになるのかわかりませんが、ここはよく精査する必要があると思うので、1.2キロでいいのかというところを少し検討させていただければと思います。

○尾高委員 先ほど出たとおり、小さいお子さんだと必ず徒歩ということではなく、自転車に乗ってとかだと思うの、あくまで1つの目安で、田中さんがおっしゃったように1.2キロは広すぎるという人もいれば、客観的に俯瞰的見たらこうなんだねと思う方もいらっしゃると思うので、私はそこまで違和感はなく、この円があることで見易くなったと思っています。

○普光院委員長 実は先ほど八木委員がおっしゃった、もう少し詳しく書くべきではというのは、実はすでに書いている文章がありまして、15ページの細やかな検討の必要性というところに、「データに基づき、各市立保育園の定員充足度や待機状況、各地域に存在する子育て支援拠点、相談機関との関係なども見る必要がある」と一文書いてあります。ですから、文章としてはこれでいいのではないかと思います、ここに書くのが良いのかどうかわかりませんが、15分というのは大人の足での目安である、ということを書き足すということはあるかと思います。

○古山委員 ここは、一応ブロック分けの文脈の中ではあるのですが、じゃあ保育園に相談をしに行く人達ってどういう人達かと言ったら、やっぱり在宅子育てをされている方だと思っています。私自身は1歳の保育園の入園の時に1回全滅になっていて、近所の民間の保育園の子育てひろばにお世話になっていて、そこでいろいろ相談をさせていただいていました。やっぱりそこに行く多くの方が0、1歳と考えたときにはやっぱり自転車というよりは、バギーでという人が一番人数は多いのかなとは思っているので、私は一保護者として、体験からここはバギーというところが現実的な基準になるのかなとは思っています。

○普光院委員長 他の自治体での検討状況なども参考にして検討させていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、変更箇所、修正点についてのご質問だけではなく、今回のこの最終案についてのご意見を伺っていききたいと思います。大前委員と古山委員から文書でご意見

が出ておりますので、その点お話いただいてもよろしいですか。

○大前委員 私からは大きく2点、意見の取り扱いについてと、修正案についての説明で、修正案を資料77にまとめてくださっていますが青字のところを提起させていただいています。

先に意見の取り扱いについてなんですが、今回9日までに意見書を提出しましたが反映されていないもののがかなり多くありました。修正された答申案には提出した意見が掲載されなかった経緯の説明もなく、また、追加で修正された答申案に対して修正前後の内容が記載された資料がありましたが、今回今説明いただきましたが、その修正理由も記載されていませんでした。答申案の内容について、事務局は主に正副委員長は修正していると言っていますが、最後、事務局が作成しているところもあるかと思えます。財政難のことについては、委員会では話し合わないということになっていますが、財政難について厳しいということなど抱えておりという事務局の意見が反映されて、委員から出された意見が反映されていないのはなぜなのでしょう、というところがあります。事務局に、委員の意見を採用するか否かを決定する権限があるのでしょうか。委員会では意見がぶつかり合ったとしても、個人の意見が尊重されるのが前提のはずです。委員の意見が諮問内容から外れている、誰かを誹謗中傷している、事実とかけ離れているといったものでなければ提示された委員の一意見として記載していただきたいです。現に、保育園の配置案については各委員から意見があったと記載されていますが、たびたび提出した意見書、意見などは記載されておらず、公平性を欠いていると思います。また、事務局が作成した資料には財政が厳しい、正規職員がほぼ採用できているなどと根拠を示すデータがないものが多くあり、それらを記載しているのであれば、正しく判断できるような客観的な資料を添えてください。

同様に、今回第9回で出された資料70の訂正のお話がありましたが、こちらに関しても時間がなく議論されていませんが、答申素案には検討したとされています。誤解を招くため、事務局より資料が提出された事実を記載してください。今後について、本日、意見交換を行いどこまで意見がまとまるかわかりませんが、答申内容について確認できないものを容認することはできず、意見の集約を事務局に一任することは、保護者代表委員としては容認できません。先ほど、一番初めにこの後、答申案の修正に関しては正副委員長に一任して欲しいというお話がありましたが、保護者委員としてはそれは納得できる内容ではないことを先に伝えさせていただきます。

次に、資料77の説明をさせていただきます。

○普光院委員長 ちょっとよろしいですか。ひとつ言わせてください。

私、いただいたご意見に関しては、事務局の方で表組にさせていただいていましたが、全部コメントをつけたのです。ただ、それを配ってしまうわけにはいかないので、私の中では事務局に言うなりになっていたわけではなく、私なりに判断があって修正をしております。例えば、経費に関する積算の資料については、もちろん、最初は事務局の方で資料として作ってくださったのですが、私の方から、これは非常に判断の役に立つものなので、会議資料としてはどうかということで会議資料としておりますし、その他の、例えば地図に円を中心とした丸線を引くというのは私の提案で事務局に作っていただいたものです。ですから、そこにもしご不満があるようでしたら、それは私に対する不満だというふうに受けとめます。

あとすべての意見を書くようにということでしたが、それは現実的に不可能であることはおわかりいただけたと思います。今までの、10回の委員会でご意見をすべて答申案に書くということは難しいということはお理解いただけるのではないかと思います。例えば、財政問題については、この場で財政問題をこの委員会の中で判断

することは難しいということや、まず事務局は、私たちの中では一番市の財政事情には詳しいはずなので、そこからの情報を頼りにしながら、ただ客観的なレベルで記述を留めて、あとはもうこの答申を受けた市に判断してもらうということで、私はお話をしてきたと思っています。そのことについて概ねご理解をいただいていたと思ったので、あのように記述させていただいています。ですから、この後、もう少し財政のことについて事務局からもご説明いただきたいと思います、一方的に例えば事務局の言いなりになっているという状況ではないので、そこはご理解いただきたいと思います。

○大前委員 修正案について大まかに説明させていただきたいと思います。修正案全体の要点として保育行政の方向性についてですが、国の保育行政の方向性は待機児童解消による量的拡大から、令和3年に医療的ケア児支援法が施行されたように保育の質の向上に向けて方針転換しています。小金井市では年度途中の待機児童はあるものの、年度始めの待機児童ゼロを達成し、一定程度の進捗をしています。待機児童解消に市内の保育園の園庭保有率を考慮することなく認可した結果、園庭保有だと考えていない特別支援枠、年齢定員枠の制限があり、医療的ケア児はガイドラインがなく、対応できる園は全体の25%であり、民間に至っては15%と低い状況です。委員会では、民間園との連携を強化し、ネットワークを構築すれば対応できると、意見がありましたが、民間園長会からも、いつ入園希望が来るかわからない医療的ケア児のために、人員確保や取り組む課題が多いため、公立園の役割として期待されています。小金井市の保育行政も国の政策転換に合わせて方向転換し、現状保育の質が大幅に低いことから、他市と遜色ないよう、現状の施策を必要性和再検討し、役割を減少している施策や近隣他市と比較し、予算規模が大きい施策は予算削減し新たな保育の質の拡充に向けた予算の確保が必要と考えています。

障害児と医療的ケア児について、青くなっているところの要点をまとめて読んで先に説明させていただいています。障害児医療的ケア児については、小金井市の特別支援枠は民間保育園は各保育園ごとに年齢が違い公立保育園は3歳児からとなっています。公立保育園は対象児童が卒園しないと次の枠はなく入園できません。医療的ケアについても令和5年から医療的ケア児コーディネーターによるコーディネートが始まっていますが実態にいる調査の段階で、特別支援枠医療的ケア児については実数が増えており、必要な支援を行うことが自治体の責務とされています。民間園からも、看護師、保育士の配置が必要であり、安定的に支援を行うよう公立保育園を中心になるように期待されています。医療的ケア児については、公立保育園民間保育園に対応できる園が、同園程度、公立園が5園、民間園が6園ということでしたので必要の半数程度は公立保育園の定員枠は確保するように求めます。

財政予算確保については。

○普光院委員長 途中ですみません。今のお話で、国も量から質へと政策を転換してというのはこれまで大前さんのご意見には必ず含まれてきた主張で、しかも各項目にそれを入れてらしたので、とても強く主張されているということは私も感じております。そのことについては、答申案の16ページ、最後2のところ、少子社会となり、国は子どもの権利の保障、保育の質の向上、子育て支援の拡充をうたい、予算配分を行うようになった。このような時代の流れを視野に入れ小金井市においても、地域子ども及び子育て家庭の現状でその願いに向き合い、丁寧な対応が行われることが求められる。ここまで、市立保育園に関する様々な議論があった時代は新たなステージに入っていると書かせていただいて、時代の流れが変わっているということについては、ここ書かせていただいたつもりなのです。それをもっと詳しく書けるのではないかとおっしゃ

るかもしれませんが、答申案が長くなると、もう誰も読んでもくれなくなります。その点をご理解いただきたいし、他の委員の皆さんも、それは同意してくださると思うのです。読んでいただける答申案にしないと、議会の議員の皆さんも読んでくださらないし、市民の皆さんも読んでくださらないわけです。読める答申にするということが大事だと思うので、その点をご理解いただければと思います。

それから、医療的ケア児について、大前さんはご専門でいらっしゃるの、再三ご指摘いただいて、十分に盛り込めていないというのは、私も気になっているところではあります。事務局に何か出せる数字がありますかということで、お聞きはしましたが、今、保育園の入所案内で医療的ケア児を受け入れ可能と出している園が明記されているということなので、その範囲の数字であれば出せますということをお答えいただいています。ただその数字を、例えばパーセンテージにして、他市と比べたり、評価したりという段階にはまだなっていないのではないかと思います。もちろん、不足しているということはどこの自治体でもこれからの課題になっていると思います。

○大前委員　それを明文化して欲しい。実態が把握できてないということが問題なので、実態調査をするということと、自治体の責務として、定員枠をきちんと確保するところを明記していただきたいです。

○普光院委員長　直前に出していただいたご意見と最後のところに、今後の15ページから始まる(3)の方が今後、今回検討した小金井市の保育の現状から求められることということの中に、それを入れてくださいというご意見を書いてくださっていました。それは市の仕事ですので、それはぜひ入れたいと思います。ニーズに把握して、それにこたえるようにということですよね。はい。それは必ず入れたいと思います。
では続きをお願いします。

○大前委員　補正予算確保について、委員会では財政のことに関しては話し合わないとなつて、私に確認して、話し合わないとなつて、答申の内容に入っているのだから、客観的にわかるような資料も含めて、私の方から意見をさせていただきたいです。小金井市は財政力指数は1.0を超え、1,700団体ある中のわずか上位4.2%に入っており、多摩26市中地方税収は10位、令和5年度においては実質公債費比率1.0%であり、全国平均の約7.0%を大きく下回り、健全化基準の25.0%と比較しても非常に良好です。将来負担率は算定されない保育、財政調整基金は約80億円と充実しています。財政が厳しいとの記載は現実と乖離しているため削除もしくは客観的に判断できる資料を添付していただきたいです。また前回、事務局からは財政力指数は総務省の計算の結果でしかないという発言がありましたが、そうであれば総務省の考えのどこが問題であるかを明確にすべきであり、また財政力指数より、事務局案の1人当たりの歳入だけで比較することが優れていることの説明も必要です。加えて事務局から財政力指数の算出方法は非公表という説明もありましたが、その算出方法は総務省が公表しており、認識に大いに誤りがあります。ぜひ市の財政課に算出方法を聞いてみてください。ということで予算確保に関しては、財政については厳しいという一言で済ませるのでなく、委員会として話し合っていない内容を記載するのであれば、客観的な資料をすべてそろえていただきたいということです。

○普光院委員長　再三話をしてきたように、委員会は小金井市に財政的なゆとりがあるのかないのか、困窮しているのかしていないのか、という判断はできないということを言ってきました。記述の中にももしかしたら不適切な部分があれば訂正したいと思いますが、この場でお二人が事務局と議論して結論を出すということは期待しておりません。た

だ、事務局の方から例えば、70億の財政調整基金や今、ご質問あったことにもし答えられることがあればご説明いただけるとありがたいと思います。

○堤子ども家庭部長 財政状況が厳しいのか厳しくないのかという点については、再三ご説明させていただいておりますが、厳しいということになります。かつて、財政調整基金は確かに100万円を割る状態だったところに比べれば、この間、特に平成19年の危機的財源不足の後、必死になって積んできたわけです。特に、ある程度、弾力的な活用ができるようにということで、他の自治体であれば、緑の関係とか施設の関係とかにより大きな基金を積んでいたりしますが財政調整基金を積んでここまで持ってきたという経緯があります。その上で、委員長にご説明したのは、例えば先日、臨時議会を行って、第二副市長に係る補正予算を組ませていただきました。その結果、どうなってくるかという、財政調整基金の令和7年の年度末の残高は50億です。正確に言うと、2つありまして、財政調整基金が目減りする局面に入ってきたというのが我々の財政の認識であることが1つ。あともう1つは、基金を一定額取り崩して予算を組んでいる現状があります。もちろん財政破綻した自治体のような厳しきでやっているという状況ではありませんが、当初見込まれる税収等の歳入では、歳出は組めず、そこは、繰越金と財政調整基金を組み込みながら予算を組んでいる現状があって、繰越額がさらに増えているわけです。こういう意味で、財政調整基金の残高の話と、それから歳入の見込みに対する歳出の厳しさということを委員長にもご説明していたところです。ここについては様々な認識があるところだと思いますが、特に決算特別委員会等で申し上げている通り、税収は比較的良いと言われますけれども、こちらに数字を挙げさせていたように、歳入としては市民1人当たりでは低い方になってしまう、苦しい財政状況であるのご説明した次第です。

以上です。

○大前委員 今、口頭でお話していただいておりますが、資料に載ってこないのが伝わらないんですね。それで、伝わらない中で財政が厳しいというのが文章の中に答申案の中に入ってくるのが問題だと思うんですね。結局話合っていないじゃないですか。

○普光院委員長 ただ、私たちの中で財政が厳しいということを話し合って結論が出るものではないということは、はっきりしています。書き方として、市の判断が絶対的であるという書き方になっているのではないかというご指摘でしょうか。

○大前委員 そうです。財政が厳しいという言葉だけで、資料がないのです。

○普光院委員長 ただ、そこをおそらく議論すると、それだけで大変な量になってしまうと思います。

○大前委員 だから議論をするのではなく、議論していないのだから財政が厳しいという文言を消して欲しいというところです。話し合わないっていうことに最初になりましたよね。そこで何か財政が厳しいからこれができないってというような答申案の持っていく方になってると感じるんです。最後の5園の場合、4園の場合、3園の場合となっていて、できなかった場合は3園を4園にするとか、そういうのが、恣意的に感じられるところであったり。

○普光院委員長 例えば、市の方が、悪意を持って、保育園にかかる費用、コストを削減してしまうかと思っているとは思っておりません。市の方は、この中では一番市の財政に通じ

ている方々ですから、その現状をお話くださっているだろうと私は信頼しています。

○大前委員 委員長は信頼しているかもしれませんが、私は信頼しきれてなくて、財政が厳しいという一言だけで資料がないわけです。他のものは資料を出してくるのに。

○普光院委員長 それは説明するのにものすごく膨大な、大体厳しいのか厳しくないのか、何かにお金をかけるのであれば、何かにはかけられないとか、そういう判断というのはとても複雑で、それぞれの立場によって違ってくるわけです。現在割り当てられている、現在行われている、いわゆる行政のお金の配分の中では、非常に厳しい状況となっているということ。

○大前委員 いや、だからそれはわかっているんで、事務局案が事務局の方がおっしゃっている、1人当たりの歳入だけで比較することだけではなく、他との比較、他に、財政状況を比較する指標はまだあると思うので、それらを全部きちんともう少し並べてください。財政的なことを書くに関しても、こういう状況だから厳しいという資料は、他のものは出てくるのになぜそれだけ出してこないのか。

○普光院委員長 例えば同じような自治体を比較して、同じような規模の自治体があったとしても、市長や市議会、それを選ぶ市民の考え方によって予算配分は違ってくるわけです。

○大前委員 もちろんわかってます。

○普光院委員長 小金井市は今現在こういう予算配分でやっているという状況の中で厳しいとおっしゃっているわけで、それを全体的にマクロな数字で比較して、だから財政的に余裕があるのだと結論づけることは、これはこれで恣意的なことになると思います。

○水津委員 そこの議論はしないというのが最初の話があって、私たちは、この中で財政が厳しいからここを削るという話はしていませんよね。財政のことではなく、公立保育園の在り方ということを今まで話してきて、公立保育園にはこういう役割が必要だということをお話してきました。医療ケア児の対応に関しても重要な部分であるので、これから拡充するというのがここに書かれています。小金井市の財政が厳しいのか厳しくないのかという議論をここはする場所ではない。

○大前委員 違う。厳しいか厳しくないかを議論しているんじゃなくて、厳しいと書くなら資料を出してくださいっていうだけです、私は。

○八木委員 大前さんが出して欲しいという資料を出したら、ものすごい量になり、ただその資料を見ただけでは判断ができないと思うのです。

○大前委員 私が判断できるかどうかは、それはまた別の問題で、私じゃなくても他の市民の方でも、財政のこととかわかる方がいらっしゃるって、その判断ができる方もいらっしゃるかもしれないんじゃないですか。

○普光院委員長 提案してもよろしいですか。例えば最後にこれらの課題解決のためにさらなる財源確保の問題があるというのは、おそらくこういう小金井市の現状の問題のところには書かれていると思います。小金井市の令和5年度の決算ではから始まって、その

文章の終わりが比較的税収はあるが、財政状況は厳しいと言わざるを得ないと、この委員会の判断として書かれていることが問題だとおっしゃっていると思います。ですから、ここは書き換えて、小金井市の公式文書の引用として、これこれの報告書ではこのように書かれているという書き方にするというのはいかがでしょうか。

○大前委員 厳しいというのは主観的なことなので、そういうところで状況や客観性のある文章であれば納得できますが。

○普光院委員長 この委員会として厳しいとか厳しくないとか、例えば、もう1つ下のところに、確保するのは困難な状況と考えられる、と言ってしまうところがあります。ここも市の文章からなるべく引用して、我々の委員会の結論としては書かないとしたいと思いますがいかがでしょう。

○尾高委員 市からの情報提供という一文を付ければ、市からの報告が私たちの上がってきたということはわかります。財政状況は小金井市のホームページを見ればわかるわけですから。

○大前委員 わかりますけど、議論は今日で終わりだから。それで、もらいましたっていうのはどうかと。

○尾高委員 もらいましたではなくて、こういう話をしていただいて、という情報があがってきているということ。

○大前委員 市からの情報提供は上がってきてないですよ。

○尾高委員 報告をされたじゃないですか、今。客観的な事実として今説明があったじゃないですか。

○大前委員 いや事実ではないですよ。

○尾高委員 いや事実でしょ。今説明があったでしょ。

○普光院委員長 そのあたり、確かに市の説明をそのまま委員会の意見であるかのような記述になってしまっていたのは事実ですので、そこは書き改めたいと思います。ありがとうございます。

次の説明をお願いします。

○大前委員 園舎の老朽化対策について、公立保育園の建て替えには補助金がないという説明が事務局からあったかと思うんですけども、こども誰でも通園制度とかに対してはおりるということだったのですが、小金井市は新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていて、厚生労働省が行っている保育所等整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金も利用でき、最大3分の2の補助金があり、1園当たりの建設費をおおよそ3億円とすると、1億円程度で進められます。また、総務省の防災安全交付金や、公共施設等適正管理推進事業債を使用することで、建設費の90%を充当でき30%が50%が償還され実質5,000万円から6,000万で1園の建て直しができるというものがあります。これらのことも、補助金があるのに関わらず、なぜあげられてないんだろうと。一番大きな補助金、財源があることについて情報が出て

こないというところが不思議だなというところで、公立保育園の建替に利用できる補助金制度として、資料 77 の 21 ページに、保育所等整備交付金などもろもろ挙げさせていただいてます。これは資料としてこれは上げさせていただいたのでということです。

○普光院委員長 出していただいた 4 つの補助金ですが、1 番目の保育所等整備費交付金は、こども家庭庁に確認しましたが、保育所については公立には出ないということです。多分、その資料をお読みになったときに小規模保育のところをご覧になったのではないかと思います。

○大前委員 見ていないです。実施要綱をちゃんと見ました。

○普光院委員長 こども家庭庁によると、保育所については、公立と民間が区分されていて、公立にはでない。認定子ども園については、教育部分については出る。それから小規模保育については、公民ともに出るという説明をされて、それはこども家庭庁の保育政策課の課長補佐に直接メールで聞いておりますので、確実です。それから、2 番目のところは大きな勘違いがあって、障害児入所施設というのは保育所とは別の児童福祉施設です。入所して、ずっとステイする施設のこと、障害児を受け入れている保育所のことではないのです。そして、担当が厚生労働省社会・援護局なので確実に保育所のことではないということがわかります。ですから、この 2 点は公立保育所にはあたりません。

3 点目は、図書館であるとか、そういった大規模な事業についてのものなので、調べてみる必要はあるかもしれませんが、4 点目も、やはり市の大きな計画が対象となっていて、該当するのは難しいのではないかと。私もかなり調べたつもりですが、該当する、使えそうな補助金とで保育所に直接関係するものがあれば追記で補足したいと思いますが、今、挙げていただいているものは、かなり難しいと思っております。

○大前委員 実施要綱の対象施設も確認したんですか、違うというのであれば私も確認してみます。

○普光院委員長 直接聞いておりますので、間違いないと思います。

○大前委員 では次に行きます。

この文章の最後のまとめの部分ですが、最後に、のところが、この文章は少しスローガンの感じで、どう受け取ればよいのかが見えてこないところがあって、もう少し明確にしたほうがいいのではないかなと思い、修正した文章を読み上げさせていただきたいと思います。最後に、仮に予算確保が困難である場合を論じる場合であっても、現時点において、他市と比較して園庭保有率や障が児受入可能率といった保育の質で劣っていること、市立保育園の割合が低いこと、児童福祉費は多摩 26 市で一位の水準であることを踏まえれば、保育の質をさらに悪化させる市立保育園の数で調整するという結論には至らず、小金井市の財政規模から照らして高水準と考えられる既存政策の見直しを行うという評価になると思います。それらの議論なしには、公立保育園の割合が他市と比較して少ない施設数を減少させる結論を直ちに導くのは恣意的な結論と言わざるを得ません、ということです。

○水津委員 それをどこに出すということですか。

○大前委員 最後のところに。

○尾高委員 それは大前さん個人のご意見であって、私たち委員会の総意ではないですよ。

○大前委員 はい。

○尾高委員 それは大前さんのご意見として私たちは受けとめますが、今の文章が最後に、にふさわしいかと言ったらおかしいのですが、読む方に通じるのかどうかというのは私は疑問があります。
以上です。

○大前委員 わかりました。

○普光院委員長 他の皆様にもお話いただかなければいけないので、お願いします。

○古山委員 まず、最初の意見のところで挙げさせていただいたところ、まずいろいろと組み込んでくださったりですとか、表現も、推敲おそらくされたんだろうなと思いつつ、反映いただいたところについては、ありがとうございました。

資料78、これは私は五園連の代表として、出したもので最後から行くか、はじめから行くか、今迷ってはいるんですけどもはじめにからいこうかな、はい。

まず修正意見1のはじめにのところです。前回と同じく、四角の中が一応修正案です。大きく1から4は全部追加になっているんですけども、こういった文言の内容を入れていただきたい、入ってしかるべきではないかと思っているということになります。このはじめにのところで、一言で言うと、今の小金井市の課題として、段階的縮小が進んでいて、切実に困っている保護者がいるということを入れて欲しいという、一言で言うとそういうことです。一応ここにも、はじめにに入れるのか、もしくは、取り巻く問題に入れるのか、場所がどこがいいのかというのは、考えているんですが、いずれかにやはり入れていただきたい。この意見については、もうかなり最初の段階から私は繰り返し話をしていた、かつ、この意見のペーパーでもですね、繰り返し出させていただいています。で、大前さんの話のところで、最初に委員長が1個1個に対して、その理由も、書かれてあったというのを聞いて、そうだったんだ、じゃあそれを見たかったよっていうのが、今本当に思ってます。でなければ私はもう、この話って多分第五、六回ぐらいから毎回出し続けている内容で、これがだめならって言って毎回表現をちょっと変えて出したりとかもしているんですね。だからそれがなぜ採用されないのかっていう理由がわかっている、何か徒労だったのかなって思っている、何かそこはやっぱり、採用されないのであれば採用されない理由っていうのを言っていたいただきたいなと思っています。これについては、第7回か8回かな、出しても出しても触れられないって、私は無視をされているという気持ちになっているってということも、私は発言をしています。その上で、やはり対応が変わらなかったっていうのは少し残念だなと思っているので、この部分は最後まで意見として主張させていただきます。該当園である私たちにとって、この問題は非常に大きく、また、この在り検は、市が言う不安定な状態を解消するための意見を集める場として、諮問がされているという場だと理解をしています。で、ここに触れられない答申って、なんかもうその時点で中立性や公平性ってどうなのって思っていて。というのも、この在り検の中でも、原告の方からの意見だったり、様々な要望書だったり、悲痛な叫びが届いてたと思うんですね。この委員会の中ではそれを議論しないという整理で、ただ、必要な情報だからということで、委員内で共有をされていたと思います。この悲痛な叫びを上げている人たちがいるということ課題としなければ、これ

は何なのか。不安定な状態っていうことは、本来起こってはいけないこと。ちょっとうまく表現できないんですけども、少なくとも、小金井市の保育って最高だよといえることではないわけですよ。やはり、そこは1つ、今、現状起きている事実として、今小金井市が抱えてる課題として入れていただきたいと思います。

○普光院委員長 ここについて、私もずっと気になっていて、しっかり受けとめきれていないことについては申し訳なく思っております。ただ、裁判等については、委員会での議論に入れていかないということは、委員の中で話し合われてきたと思います。特に、今また訴訟も起こっている中でその事実に対する評価であるとか、感想であるとかいうことをこの委員会の答申の中に入れてしまうことは、答申の信頼性や中立性という意味でも、疑惑を招きかねないことでもあるので、それは避けたいと思っています。ただ、私も、私宛の書面をたくさん受け取っておりますし、そういった皆さんの訴えがあったという事実は、もう少し書き込んだほうがいいんじゃないかとも思っております。ですから、はじめなのか、最後になるかはわかりませんが、当事者の皆さんからそういった訴えがありましたという事実を書き入れて、このことを本当に切実に感じていらっしゃる方々の存在というものを、書き留めたいと思います。

○古山委員 ありがとうございます。今、委員長がおっしゃったところのお話をさせていただくと、私はこれは評価や感想だと思っていなくて、今だって本当に困っていて、事実、身近な人たちが下の子を入れられないからといって転園をしたり、引っ越しをした人達もいる。或いは下の子を他の園に入れざるをえなくて、そこで不適切保育が行われていたっていうことも起こっている。これは実際に起こってる事実なんですよ。裁判のことに触れないという整理になるのであれば、一委員としてはそこは納得はしませんが、その表現は変える必要があるのかなと思っています。ただ、市が募集再開を行わないことで、もう人生を変えられている人たちがいるっていうことは、これはもう事実なので、そこは、私たちは、様々な、そういった要望書などを受け取って、決してそれを委員たち私たちは無視をしてるのではなく、受けとめた上で、この議論をしているんですよっていうところはしっかり残しておくべきだと思っておりますので、そこは明記をしたいと思っています。

○普光院委員長 はい。

○古山委員 で、修正点2ですね、1の(2)の⑤、市立保育園が直面する問題の老朽化のところで、この答申の中にも、例えば保育士アンケートをもとに、けがが起こっているとか、命に関わるみたいな書き方をしているんで、私は、命に関わるってどこから来たのかっていうのは、これは質問です。保育所アンケートのどこを取って、命に関わるが起こったと理解をしているのかっていうのはこれは、まず1個質問です。で、書かれていたり、あとは、見学した私たちの感想として、非常に古くて危ないのではないかな。これも意見ですよ。一方で、令和3年に策定された公共施設個別施設計画のところでは、令和12年までに部位またはや長寿命化の修繕かがそもそも予定をされていた。つまり、建築のプロから見て、平成令和12年まではこの建物は大丈夫というのが1つ、市の公的な計画、エビデンスとして出ていたわけですよ。だから、保育士や見学を行った一個人の意見を載せることそのものを私は否定はしないんですけども、一方でそういった情報があるっていうところも、載せていただきたいというのが2点目。

修正意見3、財政状況の話のところで、私は大前さんとは違う書き方にしてるんですけども、削除して書かないか、両論書くかのどちらかなと思っています、私はこ

れ両論の書き方をしているつもりです。これも、意見ではなく、ただ事実を並べている文章にしています。財政が厳しいって、その人が立ってる立場とか、どんなデータを使うのかによって、やっぱり理解って変わってしまうので、ただ、先ほど委員長もここは変える必要があるとおっしゃってくださったように、比較的税収があるが財政状況は厳しい、これは主観だから変えましょうとなりましたけれども、その後ろの私の案で、一方で、小金井市は全国で4.2%しかない交付税の不交付団体であり、先ほど財調の説明もありましたが、そこについての補足が必要があれば補足をしてください。ただ、70億あるっていうことは事実なので、これは、財政が厳しいという見方がある一方で、こういった事実もあるという形で載せていただきたいというふうに出しています。

○普光院委員長 少しよろしいでしょうか。今、老朽化の話がありましたが、老朽化で命に関わる事態が起こっているというのは事実としてはあったということはわかっています。あと、令和12年まで持つという話については、判断されたのが平成12年で、20数年前のことです。そこからかなり時間も経過していますし、果たしてこのことが論拠になるのかとは思っております。

○古山委員 まず、その命に関わるがあったってというのは、私は逆に知らないのだからないので、それだけ言われても、うん、そうなんですよねとはちょっと言えないです。何があったのか知らないし。

○中島保育施策調整担当課長 命に関わるというのは、委員の方からの修正意見でそういう事案の言葉を追加して入った部分です。直近でいくと、エアコンの関係、わかたけ保育園の全体の半分のエアコンが夏場に止まる。これ私たちの認識としては、命に関わる事態だったと思っています。また直近ですと、けやき保育園でも、エアコンが故障で止まったというような事態もありました。これは、やはり建物の老朽化、設備も含めての部分で、そういう事態は事実としてありますし、そういった部分は、命に関わるということで修正のご意見いただいたことについて、事務局としてもそう思うでございます。個別施設計画のところで、くりのみ保育園について建物が2棟あって、それぞれ建築年度が異なります。保育室がある本体の建物が昭和43年の建築で、ホールがある方は平成3年。平成3年の方は、建築年度に合わせて長寿命化の対象として計画に見込んだ部分ですが、昭和43年築の老朽化が進んでいる方は、長寿命化の計画等があったというものではない。そこは誤解がないようにご説明をさせていただきます。以上です。

○古山委員 はい、そこも含めてこれも一つ事実であり、また委員意見として出させてもらうので、ぜひ載せていただきたいなと。

○普光院委員長 何の事実ですか。

○古山委員 公共施設個別施設計画、これはエビデンスの1つとして出していて逆に、古いと言われれば古いんですけども、逆に何か他のものがないので、私が出せるのはこれしかないっていうのが正直なところなんですね。ただ1つ、こういった判断がなされていたっていうところは、追加をしていただきたいというところになります。

○普光院委員長 財政問題については、一方でという意見がありますけれども、そのところはもうし、補いたいということですね。わかりました。

○古山委員 修正意見4です。市立保育園の在り方、課題への対応策というところで、ここは前文の追加の提案になります。ここの中で、5つの課題以外の課題って、私たち話していると思っている、いろんな話が出てきた中で、ただ答申は5つの課題に答えるという形になっているので、最終的に、この答申の役割から消すことになりましたけれども、世代間のところだったり、学童の話も出てきたし、いろんな話があったけれども、やっぱり、今回は5つの課題の答申というところがあったので、こが議論しきれないっていうところもあり、私たちはいろんな問題に向き合い、いろんな話をしたけれども、この答申においては、この5つの課題の対応策についてまとめますよという文を入れるという提案です。

○普光院委員長 ここですが、4の前の3が市立保育園の役割を実現するための課題となっていて、前にご意見いただいたときに、市立保育園の役割の実現なのに、市立保育園の適正な配置が1に来ているのかというご意見を確かいただいたと思います。これ下に持って行ったというのは先ほど説明しましたが、その中で、上記2点と市立保育園の適正な配置3の(3)市立保育園の適正配置のところに、上記2点との関連で、諮問は、と入れています。市の諮問は、市立保育園の適正な配置について問うているが、市立保育園の配置については、ということで説明しています。この次の4の課題の対応策のこの課題というのも、普通に読んでいくと3から来ているとなるのではないかと思います。

書き方としては、ここにリードを入れることは賛成です。つまり(1)諮問されている4つの課題への対応策というところに、古山さんがお書きいただいているような文言を入れたいと思っておりますが、書き方としては、前項で示した課題というように言い方にして、様々な問題があったけれども、市に諮問されている5つの課題について対策を述べますという書き方でいきたいと思います。

○古山委員 あと残り二つです。14ページの下、要は、5園、4園、3園の部分、内容というよりは見せ方のなんですけれども、まず一番最初のバージョン1のところ、4園で複合化が適当、3園なら可能って書いてあって、え、そんな話したっけと思ったのは正直なところで、そこは意見をさせていただいて、こういった形に表現を変えてくださったっていうところは、届いてよかったと思っております。その上で、5園維持、4園、3園、5園維持が困難という並び方にシンプルに違和感があって、例えばもう5園維持と5園困難の大きく2つがあって、その中に、4園と3園、何か意見を並べるってのが、5432と数字が並んできて、最後だけ、5園維持、4園維持、3園維持でここだけ困難。5園困難って結局、4園維持、3園維持、もしかしたら2園とか1園とかもあるのかもしれない。今回2園ではというのは下のところに書いてあるので、ここは4と3のことも包括して表していると思うので、であれば、5園維持で4と3をまとめて書くような書きの方がシンプルで見やすいのではないかなという提案、意見になります。

○普光院委員長 ありがとうございます。ここまでは私から1つ1つお答えしてきましたが、この件に関しては皆さんのご意見を平たくお聞きしたいと思っています。いかがでしょう。

○水津委員 別にいいのではないのでしょうか。入れ替える分には何も問題は感じないです。5園維持と5園維持は困難っていうものが並んで、そのあとに4園3園という案が出たという並びに私は問題を感じないので、どちらでもいいです。

○普光院委員長 私は見え方として、5園か、それ以外かというような選択肢にしてしまうのは望ましいことではないなと感じています。もう少しやわらかい判断をしていただくのはどうかと思っていますがいかがでしょう。

○八木委員 そう言われればそうかもしれない。

○普光院委員長 確かにその5園、4園、3園となって、5園維持は困難となっているのがどうかという議論はあるかもしれませんが、見やすいまとめかたをどうすればよいか。

○古山委員 中身は全然このままでいいと思っていて、それぞれの意見を並べているパートになるので、その見せ方、見やすさという話もありましたけれども、もうちょっと何か工夫できないかなと思った次第で提案させていただいたところです。

○普光院委員長 それでは、ここは預けていただきたいと思います。

○古山委員 最後になります。私、この最後にを読んだ際、ここはこの答申のいわゆる結論部分であって、人によっては一番最初に読む部分であり、私たちのこの1年間の結晶がここに書かれてくると思っています。うまく言葉を選ばなくて大変申し訳ないんですけども、本当に作成していただいて感謝の気持ちでいっぱいな一方で、何かこれを読んだときに、この1年間何をしたんだろうって思ってしまって、すごく綺麗でまとまってるんですけど私たちが、この1年間議論してきたことっていうのを、これだけ小金井市の保育についてみんなで必死になって考えて、課題と向き合ってきたんだというところをもっと伝えたい。時代は新たなステージに入っているっていうところに、多分委員長の頭の中に、表したい、いろんなことがここに入ってるんだと思うんですけども、何か新たなステージがどんなステージなのかっていうのを書かないと、今、小金井市の保育の問題がどういうフェーズにあって、だから、この答申で書いたことが必要なんだよっていうのは伝わらないのかなと思っていて、この新たなステージっていうところも、おそらく、委員長の中にきっといろんなものは入ってるんだろうなと思っているので、何かそこが伝わるような書き方をしたほうがいいのではないかなと思っています。

今、私が案で出させていただいたのは、確か第8回だったと思うんですけども、委員の中から1名、5園じゃなくてもいいと思ってるという意見はありましたが、おおむね何の問題もなければ、それは多いほうがいいよねという話になっていたと思ってます。なので、それも1つ、財政の課題がなければ、何の心配もなければそれはあったほうがいいよねっていうのも議論した内容であるので、やはり、ここは5園連代表としてぜひ入れていただきたいと思いますと思っているところです。

あとは最後が、課題の解決へと前進していただきたいが締めになっていて、私は、課題の解決をするために1年間ここに來たわけではなく、小金井市の保育の質の維持と向上のために、公立保育園に6年間在籍をしてきたものとして、意見を出してきたので、ここに書かれてる課題がもし5つの課題を指しているのであれば、5つの課題の解決のために1年間、私達は話してきたの。そうだったのが正直なところです。なので、この案のところでは、両論書いています。問題がなければ5園あったほうがいいという意見もあったけれども、実際、問題があるから涙を濡らした妥協の表現にはなるんですけど、園数を減らすっていう意見を支持する意見もあり、これも事実、私たちの中で出てきた意見だと思う。その上で、やはり最後、課題解決ではなく、本答申が示した市立保育園の在り方を実践することで、小金井市の保育の質の維

持向上につなげていただきたいとこの在り検の原点に返った締めにしていだきたいたい
というところで意見させていただきました。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。この最後のところは、何かなくてはということで書いたということもありますが、願いとしてはここに書いてあるとおりと、あと先ほど言いましたように、大前委員からも何度も意見等を出していただいています、量から質への転換がもう起こっていて、小金井市もそれに対応しなければいけないというご主張があったので、それを盛り込んだということが第一にあります。

もう1つ、この新しい時代というのは、私、ここで座長を務めさせていただいて、本当に1つ残念だったのは、やはり対立関係が見えるということです。その本当に子どものため、保育の質のためという議論だけではなく、何かこう、自分の立場ということからの意見などがあったのではないかなと思っていて、そういう対立関係を乗り越えて欲しいと思っているのです。今ほど、団体の立場からとておっしゃいましたが、それもとても大事だと思います。そういう形で今までしてこられたことの成果というのは絶対にあると思うので、大事なことだと思いますが、この答申で言いたいのはそこではなく、そこから離れて、子どもの最善の利益ということを共通の課題にして、一緒に乗り越えたいという意味で書きました。

いかがでしょうか。古山さんからのご意見も含めて、お考えを教えていただければと思います。

○水津委員 文面がどうということではなく、私としては、保育園の問題をとおして、これからの小金井市全体の子どもに対する配慮というものが求められるべきだと思っているので、公立保育園の在り方はこれということ私たちは話してきました。でも、小金井市全体のことを考えたときにどうなのかということを経理に判断していただきたいたいという意味があって、ここの最後のところに来ていると思っています。私は、簡素ではありますけれども、そこに期待をした文章と捉えられると思っています。園数についていろいろな意見があったということは前段のところに記載があるので、古山さんの皆さんのご意見のだと、繰り返しの部分とかも出るような危惧もあって、その文章のインパクトっていうところを考えたときには、もう少し簡素でもいいのかなという思いはあります。

○田中委員 最後にはの部分になると思うのですが、時代は新たなステージに入っているというのはわかりますが、待機児童対策を通して、小金井の保育に何が起こったのかって言う問題、この総括を抜きにして、新たなステージに立ったから、今度は子どもは減りますからと言って視点をずらされているような気がしています。

ここに入れるかどうかは別ですが、小金井市の保育園で現状、何が起きているのかということを経理した上で、未来を展望するというようなニュアンスが入るといいのかなと思っています。

○普光院委員長 総括したいことというのは、どういうことですか。

○田中委員 保育の量の拡大から質の向上へという前段のところ、小金井市内の保育園においても、幾つかの不適切事案が発生しているというところですが、全国各地で不適切事案が起こっていて、その中の1つとして小金井もあるんですという、何か問題を軽視しているというか、たくさんあるうちの1つという扱いに違和感を感じました。この巡回支援や指導検査等の取り組みを通してこれまでの待機児童対策の総括を行うよう

なことも必要だろうということ。そこで一体どのような問題が起こっているのか。人員が少ないのはわかりますが、おそらくそれだけではない問題があるはずで、民間園だから見え辛いということがあって、しっかり押さえきれていないのではいかという気がしたので、そういう意味での総括です。

○普光院委員長　今おっしゃった総括は、この小さいスペースにはなかなか入りきらないです。

○田中委員　総括してくださいということではなく、総括も必要ではないかということをして欲しいということです。

○水津委員　その意味でいうと、初の方から申し上げていますが、小金井市の保育を、民間保育園主導という形で行政がやってきたこと、その責任をとらなくてはいけないとずっと言ってきたと思います。それが総括になるのかなとは思いますが。先ほど園庭保有率が低いという話がありましたが、待機児童の対策として小金井市が民間保育園にそこを委ねてきたというところに原因があるというのが事実ですね。そのことに対しての保育施策の責任を行政はどう取っていくのか、その部分を総括した上で、これから小金井市の保育をどう考えるかということに結びつかなければ意味がないと思います。

○普光院委員長　例えば老朽化がここまで放置されてきたこともそうですね。

○水津委員　その民間保育園で不適切保育やいろいろなトラブルが起こるとするならば、それが起こらないようにしないといけない。公立保育園にいる子どもも民間保育園にいる子どもも同じ子どもで、同じ権利なんです。だから、その園にいた子は仕方がない、ではなく、その保育園もきちんと整備されて、しっかりとした保育が保障されなければいけない。

○八木委員　今おっしゃっていた総括とか、民間保育園に頼るという施策を行ってきたというところは、小金井市における現状というところで端的にまとめられていて、わかりやすいと私は評価したいと思っています、現状があって、次にこの現状を踏まえた上での課題解決ということで、いい流れではないかと考えています。一番最初のところで、保育等の現状についてはとてもよくまとめられていて、現状はよくわかると思っています。

○古山委員　田中さんがさっきおっしゃったことは、この一番のところ。

○田中委員　客観的な現状というのと、そこにある問題点というところまで踏み込んだ議論という、もちろん全体としての現状というのはよくわかるのでいいですが、それが一体何が原因で起こっているのか。放置の問題があったり、補助金の不正利用の問題があったりとか、そういった問題がどこでどう起こっているのかということ責任持って確認して欲しいということです。

○普光院委員長　よくわかるような気がしてきました。

○尾高委員　ただし、私たちは警察機関ではありませんので、捜査権もありませんし、こういう原因がありましたという断定もできないと思うんです。行政に対して、総括や解決を求めるということをここに書くことはできると思います。

○田中委員 もっときめ細かい検査はできると思います。

○八木委員 それは5ページの②のところで書かれています。巡回指導や指導検査ができていなかったということは、総括しているのだと思います。

○尾高委員 行政として指導検査体制の拡充は必要であるとまとめられているので、私としては、田中さんのご意見も分かるし、八木さんのご意見もわかる。ただ、この委員は警察機関でもないの、取り組み指導検査の取組は足りなかった、だから指導検査体制の拡充は必要ですよという、今書かれている内容で良いのではないかと考えています。

○普光院委員長 今、入れられるかなと思ったのは、田中委員がおっしゃったように、ステージが変わっているというような抽象的な言い方ではなく、今おっしゃってくださったように、これまでの保育施設、市はこれまでの保育施策の総括をして責任取らなくてはならない、待機児童対策を総括すべきといった内容を入れて、原文につなぐというような形が良いのではないかと思います。

○尾高委員 過去を振り返って、次に進めたいということは、私は思っているのです。田中委員や八木委員や委員長の言葉を借りるのであれば、過去をちゃんと振り返りましょう。そこから次のステップへ行きましょうよということだと思うんです。対立関係とかそういったものを乗り越えて、過去を乗り越えて、次にちゃんと行きましょうということ、を議会に投げかける、市に投げかけるということだと思うので、何か一文入れていただければありがたいかなと思います。

○普光院委員長 はい。わかりました。

○古山委員 水津さんから繰り返かえしで重複しているというご指摘がありましたが、確かに重複している。ただ、大事なことは、繰り返し言っているいいと私は思っていて、もう1回今諮問の内容を読み直したときに、役割と課題と在り方と大きく3つあったときに、しかも在り方は（機能・配置・体制）とわざわざ書いてあるわけです。であれば、それぞれについて最後もう1回、こういった意見がありましたよと。先ほど田中さんがおっしゃったような、これまでの小金井市の、とにかく待機児童をなくすという受け皿、量をふやすという保育政策の結果、今の問題が、起こっていて、それを受けとめた上で、こういった意見が出ましたという形で、後にもう1回繰り返す書き方もできるのかなと思いました。それがベストかどうか、私も今、聞きながらのジャストのアイディアなので、わかっていないのですが。

○水津委員 大事なことを繰り返すことはいいと思います。その大事なことは何かと言ったときに、今までの保育政策を振り返って、課題を解決するために行政として責任を取ってくださいということが伝えたいことなので、それが伝わるような書き方がいいと思います。

○普光院委員長 最後でまた園数を持ち出すというのはどうかと。

○水津委員 園数や細かい課題をそこに上げるというよりは、全体的な、過去に取ってきた政策の課題ということをもとめた方が、読む方にインパクトがあるのではないかと思います。

○普光院委員長 わかりました。イメージできたと思うので、修正を加えてみたいと思います。予定の時間となりましたが。

○古山委員 すみません、1個質問してもいいですか。答申でいうと11ページの3番の(1)で、正規職員はほぼ採用できていると書かれています。資料の61では定数に対してマイナス12という現状があるという資料が出されている一方で、正規職員がほぼ採用できているという結論に至っているというのが私には矛盾しているように感じています。少なくとも、ここに出されている情報の中では、矛盾していると思っていて、こういったエビデンスをもとにこの正規職員がほぼ採用できているという結論に至ったのかっていうのを教えてください。

あともう1個、今日訂正があった資料70の1番と2番、それぞれで質問を出させていただいたんですけど。今回、さくらの方から質問状が上がってきている中にも指摘はあって1つの考え方であるということは理解をした上でになるんですけども、これは役割対応の保育士を各園に4名配置をするという前提で出した試算ですよね。そうすると、現行の5園だと役割対応の保育士20人必要ですよとなっていて、4園規模になると16人、3園になると12人、2園だと8人の役割対応職員が必要。この考え方が私はすごく疑問で、やはり小金井市全体でこの4つの役割を果たすために役割対応の保育士を配置するのだから、園が減っていくから役割対応の保育士もそれに比例して減っていくのではなくて、この小金井市のお父さんお母さん、子どもたちのために、役割対応が何人必要なのかというのがあって、それは5園だろうが4園だろうが3園だろうが維持されるべき人数だと思うんです。それに対して、いただいた回答が、これは1つの考え方なので、それで理解してくださいという回答だったんです。これは1つの考え方、ここに書いてあることも家庭部保育課の考え方ですよね。それに対して、委員から、この考え方おかしいんじゃないか。この役割対応というのはやはり市で必要なところを考えて出すべきなんじゃないかっていう意見があったということは、入れていただきたい。なんなら本当はこの資料70について、資料提供され説明はそれぞれ書いてあるけれども、この数字の妥当性は何か、これは1つの考え方だけれども、私たちが委員会として出す資料として、この考え方で本当に私たちはOKなのか。私は議論をしていないと理解しています。資料提供があって、こういう資料を出してくださったんだと受けとめていますが、これに対して何か議論をしたということではなくて、なので、今回の答申の資料として名簿に私の名前が載るのであれば、私はこの資料70について議論をしたとは言えないですし、何ら議論しないものは削除して欲しいと思っているし、削除できないにしても、疑義があったところとは残していただきたいと思っています。

○普光院委員長 ありがとうございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○中島保育施策調整担当課長 資料61の職員の欠員について、正規職員がマイナスではないかというご指摘ですが、資料61は、実勤務者数という形で表現しています。育児休暇を取得している職員は園に出勤しませんので、その部分はマイナスになる。育児休暇を取得している間は育児休業代替任期付職員を配置するという考え方を持っていますが、その採用試験に応募がない。なかなか育児休業代替任期付職員が採用できない。この5月の時点で、5園に育児休業代替任期付職員が何人いるかというと、0人になります。今、各園で育児休暇をとっている職員については、正規職員として雇用はしています。ですので、正規職員としての雇用はしているけれども、園で勤務をしていないという部分のマイナスを実勤務者と表現しているため、資料61ではマイナスと

いう表記となっています。正規職員、欠員がいるかないかで言えば欠員がいるのは事実です。年度途中の退職も含めて、現時点で正規職員の欠員が2名いることは事実ですけれども、今回、ご指摘を受けた部分は、育児休業代替任期付職員のマイナスが大きな部分を占めているということでご説明をさせていただきます。併せて資料70について、こちらの考え方についても回答としてお伝えしたとおりになります。こちら、新たな役割の対応については、資料61で役割実施のための必要人員イメージを書いています。その中で、民間委員連携対応や巡回対応で、特に特別支援保育とか指導検査については、ここは入れてはおりませんけれども、子ども誰でも通園制度もやるべきではないか、地域子育て支援もやるべきではないかというように、各園保育士1、2名程度と仮の設定でご議論いただいた経過を踏まえて、資料70では考え方として各園4人という、単純な掛け算をしたわけでございます。古山委員がおっしゃっているような、市全体で新しい役割についてどう対応していくか。それは、この答申を受けまして、次の市が見直す方針の中で、そういった体制含めて考えていくべき課題であると思っております。例えばスケールメリットが出たら、人数が変わるのではないかなというようなご意見かと思いますが、あくまで資料70については、資料61をベースとした試算であるということをご理解をいただければと思います。

それ以外の部分については、ぜひ委員の皆様のご意見いただければと思います。

○古山委員 ありがとうございます。そこはもう十分理解をされていて、ただじゃあ資料61も、これ私たち議論したかと言われると、情報提供としていただいたが議論しましたっけ。

○普光院委員長 指導監査で入っていた人数は、今、資料61が手元にないのですがその人材を育成するという役割にはなっていますが、各園に指導検査を行う人材を配置することにはならないという意見を言った記憶があり、そのとき皆さんもそうですよねという話をしているので、議論してないわけではないです。

○古山委員 正規職員はほぼ採用できているというのも、今の中島さんの解説を聞いて、私は理解をしたんですけれども、であれば、この表現はミスリードだと思っていて、正規職員はほぼ採用できているけれども、実際に実勤務者数は足りていないわけで、ここでは人員不足を話しているところなので、この表現だと、あたかも正規職員が潤沢にいて、何の問題もないかのように読み取れるので、今、解説いただいたようなことを付け加えるというところを要望いたします。

○普光院委員長 この役割対応の4人については、指導監査の人員は入っていないということです。答申資料10について、答申資料10というのは、今おっしゃった資料70です。つまり新しい役割の人数が園に比例しているのはおかしいというご意見があったというように注釈入れるということでしょうか。

○古山委員 複数の保護者から突き上げられている部分でもあり、いただいた資料として説明を受けているけれども、これだけ見て理解できるかと言ったら、これこそ別で勉強会を設定するぐらいの資料だったと私は思っています。ただ、現時点でそれはできておらず、ここにいるメンバーがこの資料をどこまで理解できているのか。申し訳ないんですが私は、これだけ見ても理解しきれていない。

○普光院委員長 気持ちはわかります。私もこの算定基準というのは非常に重要だと思ったので、指導検査の人員は含めることに疑問を感じて、実際には入れてないということですが

れども、質問をしたという経緯があったわけです。ただ、事務局の情報を全部信じないとか、情報はいらなくなったら、私たちはこの委員会では何も検討できなくなるわけですので事務局の出してくださった資料を基本的には信頼して、検討を行うということではこの検討会は成り立たないので、そのところは、議論の中で疑問があればどんどん出して解決していく。その時に、資料について疑義があれば、今のうちに、園に比例するのはおかしいのではないかというような内容を説明に加えられれば加えたいと思いました。

○古山委員　　今回の中で、本当に委員長がおっしゃったような疑問があればそこでだして、解決してっていうことができなかった。でもやらなければいけないという中で、ただ、やはりここに関しては、そういった意見があったという一文を入れていただければと思います。

○大前委員　　保育士の人員確保を話そうと思って忘れていたので1点だけ。任期付職員の方が14名、民営化の話が出たときに正規職員から任期付に変わったっていうところで、まず、実質事務局的には実質業務に差はないということなんですけども、保護者から見ると、差がないこともないのではないかとこのころがあつて、任期付の方がすべて埋まったとしても、正規職員の方の業務が軽減されたとしても、業務単位では解消されたとは言えないんじゃないかなというところがありまして、国の方としても総務省の方としても、地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知ということで、専門職、保育士、医療職、福祉職の任期付職員への依存は現場の安定性を損なうため、正規雇用職員に移行するようというように明確に求めています。私も運協を通して、保育士が足りないのであれば、任期付の方たちを正規雇用に変えられないのかということを、何度か提案していますけれども、条例改正をしないと任期付職員を正規雇用には変えられないということは、たびたび返答が返ってきて、せっかくだのに、任期付になってしまっただけで辞めてしまったのかなと考えられることもありまして、任期付職員の方を正規雇用に促すような条例改正も検討していただきたいということを、保育士の安定雇用のために、任期付職員を正規雇用職員に対応変更するのに、条例改正も視野に入れて検討していただきたいということを、人材確保のために入れていただきたいんです。

○普光院委員長　任期付職員については、新しくここに記載するようにして、検討していく必要があるだろうという形で今、入れておりますけども、それでよろしいですか。

○大前委員　　いや、それだとちょっと。

○中島保育施策調整担当課長　任期付職員化しているのは事実でございますし、それが平成27年ぐらいから民営化を前提にして、民営化したときに職員のバランスをどう取っていくかのときにどうするかということで出てきた話です。民営化の話が出たときに、正規職員が退職になった際に、正規職員の採用試験をするのではなくて一般任期付職員をやるというのが、当時小金井市がとり始めた人事政策、採用の政策になりますので、大前委員が条例を改正しなければというような形ではありません。条例に基づいてやっているということではなくて、採用方法だけです。正規でやる場合でも、条例改正は不要でございます。

○大前委員　　運協でたびたび質問すると。

○堤子ども家庭部長 職員数というのは定数条例で定めています。実際の職員数は、定数上の定員数よりも少ない状態になっていて、過去、実態に合わせて減らそうというのがありましたが、議会で否決された経過があります。そういう意味では、定数条例は今の職員数より多いので、条例を改正する必要はないという話です。定数条例で職員数を決めているのはそうですが、改正の必要はない。その上で、今、中島課長の言った話は、定員管理計画の中で職員数をカウントします。小金井市の考え方は、任期付職員も、正規職員も1人として同じカウントをするという定数管理ですから。その考え方で採用を変えていく必要がある。そういう趣旨です。

○普光院委員長 今、中島課長がおっしゃった民営化を前提に任期付き職員を導入したことと、定数管理については、再考の必要があるだろうということをこの答申文に入れておりますので、その点は汲んでいただければありがたいと思います。

あと、地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知を私も読みましたが、正規化を明確に進めようとしているというような文面は見つけられませんでした。ただ、こういう場合はだめですよということは書いてあって、例えば正規と同じような業務をさせて、10分間だけ勤務時間を短くしてコストカットするみたいなことをやっている自治体があって、そういうことはしてはいけないというような事例が書いてありました。このご指摘を受けて、事務局にそういうことは小金井市で行われていますかと聞きましたが、ここに挙げられているような不適切な任期付職員の雇用はやっていないというお答えだったので、その点はないということで私は納得した次第です。

○田中委員 かなり時間的に。

○普光院委員長 そうでした。もう9時10分を過ぎています。すみません。発言ができていない方、お願いします。

○八木委員 大変タイトな時間の中でこれだけ有意義な意見の交換ができたのはとてもよかったと思っていますし、でき上がった答申を見るとバランス良く皆さんの意見を取り入れていて、粛々と書くところもあり、現状をどちらにも偏ることなく書いているところもあり、課題に関しても皆さんの意見をほぼ網羅している、網羅していないというような意見もありましたが、ほぼ網羅して、どちらにも偏ることなく書けていると思います。結局、この後、この答申を受けた市長がどう考えるか、これをどう実現していくかは、私たちのこの委員会とは別のところにあると思っています。私たちは委員会として意見を言わせていただいて、さあ市長考えてくださいと突きつける、そこまでの仕事だと思っています。だからこれも足りない、あれも足りない。これもしよう、あれもしようと言いたいことは多分山ほどあると思いますけれども、最初に委員長が言ったように、読んでもらうことが重要だと思います。市民の代表として出ている私たちは、どうしたいのかということが盛り込まれているいい答申だと私は思っています。最初の立ち位置が古山委員と私は違っていて、裁判があったからとかそういうことではなく、公立の保育園はどうあるべきなのかということを決めたら、それに従って必要な数字が出てくるんじゃないかなあと感じています。アクションプラン2020で委託化という話が出ましたが、その後2025が出て小金井市全体としてどのような市でありたいというようなことが書かれているものがあって、民にできることは民ですべき。それから、効率を図ることによって、仕事しやすいような状況を作っていくのが小金井市全体としての幸せなのではないかというところに足を踏み込んでいきたいというのが、このアクションプラン2025でした。私は、保育園の子どもがいるわけではないので、全体的な市としてどうなのかということを考えていっ

て欲しいと思っています。最後の最後でこんなこと言うのは何なんですが、保育園の再募集に関して、市民の代表である議会が否決をした。ここはもう手の出しようがないのではないかと思います。その後ろには、私たちが考えているよりも多くの市民がいることは確かなので、その中で、この委員会は、私たちはこう考えていますということを表明できた委員会だと私は思っています。多分これからまたいくつか修正が入ると思いますが、そこは見させていただいて、最終的には素晴らしいものができたのではないかと思います。

○田中委員　すみません。20ページの配置についてのところに、市は財政問題等の課題に対応すべきであるが、子どもの安全確保、保育の質確保のために必要と考えられる場合には、市立保育園の配置や定員数について検討することも必要という結論に至ったというところが、子どもの安全確保、保育の質確保ということを理由に、この問題をすべて解決しようとする、おそらく老朽化して危ないからという簡単な論理で、すべて持っていかれるということは目に見えているので、私としてはここの文章、ここの文字だけは外していただきたいということがあります。

○普光院委員長　それは老朽化を想定してということですか。

○田中委員　そういうことです。これはもう、ほぼ確定というように私は受けとめたので、この文章が、非常に容易に解釈されてしまうということが心配だったということをお伝えしておきたいと思っています。

○普光院委員長　課題に対応すべきたということはそれが一番大事ですが、それで解決するのであれば、このあとは全部なくてよいわけですからね。ここは、最初は違う文章でした。前項で検討したような、諮問事項それぞれに対して、こういう対策を打ってくれ、こういうのを考えてくれということを書いているわけです。これに努めてもなお無理な場合は、というような文章が入っていました。そこを、ご要望だったのか、私の判断かで語句を変えています。
元に戻すことはできると思います。

○古山委員　私が出した意見を反映してくださったと理解しています。

○普光院委員長　そうでしたか。それでは、ご意見で変えたということです。

○古山委員　私がここで気になったのは、お金がなかったらしょうがないよねという文脈になっていて、それは答申として、保育の質の維持向上をしていくための答申として、何かそこを前提としてしまうのはどうなのかという、私もどういう文言で出したのか、すぐ思い出せないんですけども、その結果、もっと直接的な表現だったとっていて、それをマイルドにして今この表現になってるんですけども、田中さんがおっしゃることは、もう本当におっしゃる通りだと思っていて、私も本当は削除を求めたい。

○普光院委員長　なるほど

○古山委員　私も確か、削除を求めたいけれども難しいならばみたいな書き方をしていました。

○普光院委員長　それでは、課題の解決に困難がある場合には、のようにざくっとした書き方にするのが、一番皆様のご意見に沿うことになりますか。

- 水津委員 総合的に判断したときにと取れる方が誤解がないのであれば、そうしてもいいと思います。
- 古山委員 その表現だと、さっき田中さんがおっしゃったことって表現されていないように私は思えるんですけど。
- 田中委員 そうするといろいろ入れ込んでしまうことができる。
- 普光院委員長 ただ、逆に幅広くなるから、さっきおっしゃったような懸念からは離れられるのではないのでしょうか。課題の解決に困難がある場合にはとするのはいかがでしょうか。
- 大前委員 配置については、最初の適正な規模の地域のブロックの在り方というところで、いいんじゃないかなと思います。配置について、市は財政問題の課題に対応すべきであるがっていうのはなくして、適正な規模の地域ブロックのあり方っていうところが、すんなり上に来る方が、私は受け入れやすい。配置に対して財政課題を一番に挙げるのが不適切じゃないんじゃないかっていう。配置について、適正な規模の地域ブロックのあり方を検討した上で財政課題がある場合はっていうのは最後に付け足すことであって。
- 普光院委員長 ただ、ここの地域ブロックの分け方は、すでに園数が減っていくことを前提に書かれています。例えば、(1)はまだいいけれども(2)は、ブロックはできるだけ人口や所在する保育施設の数が偏らないように設定することとなっていますから、それは地図の書き方でも、この市内のどこからも、子連れで歩いて15分以内に相談できる拠点が存在するようにすること、これも地図の問題として考えられなくはないです。
- 大前委員 (2)の②の配置についてのところの、黒丸2つ目3つ目が一番上位に来るのが自然なんじゃないか。地域の子育て支援体制の強化と適正な規模の地域ブロックのあり方が、最初に配置についてってところで上がってくるのは。
- 普光院委員長 ただ、配置が園の数や定員規模を含んでいるということが語られないまま、いきなり園の数の試算に入って問題ないのでしょうか。何か前置きが必要ではないかという気がしますが。
- 八木委員 だとするならば、配置を考えるときには、ネットワークをどうやって作っていくかということを大前提として考えてはどうですかという話をしましたから、ネットワークを作るのはどれぐらいの規模が必要かということ考えた、とすることはできるという気はしますけど。
- 田中委員 市は財政問題等の課題に対応をした上で、必要と考えられる場合には、とつなげるのはどうでしょうか。
- 尾高委員 財政問題は人口減少と少子化問題が一番大きいと思いますが、保育士確保等の問題もいっぱいあるので、諸問題とか諸課題とかという言葉で、多方面ある課題に対応しなければいけないという。

○普光院委員長 わかりました。ここに財政問題と書いてしまうからぼんやりするので、市は諸課題に対応した上で必要と考える場合には、とする。ありがとうございます。いいと思います。

○古山委員 一個確認なんですけど、ブロック分けの円が、おそらく変わるわけです。そうするとこの後の配置についての検討内容の数字の部分は、多分、客観的数字が変わるだけだと思うんですけど、この（２）の意見の部分って、ここは変わってくるはずだと思っており、答申の１４ページの（２）番です。含まれない地域がこうだみたいに書かれているんですけども、円が変わればこの結果も変わってくるはずなので、ここは変わりますよねっていう確認でした。

○普光院委員長 要は半径を書き直すのか、それとも、１．２キロはあくまでも大人の歩く速度で考えた１５分ですと補足するのか。

○田中委員 ベビーカーで意見は一致してたので、ベビーカーの説明書を見たら、安全に運転するためには、時速４キロと出ている。国土交通省の公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会取りまとめを丁寧に読むと、もしかしたらもう少し具体的な数字があるかもしれない。

○普光院委員長 そうでした。そういった資料を参照するという話でした。

○尾高委員 現実問題としてやっぱりベビーカーが一番多いと思うので企業等が出している数字があるのであれば、それを使うのがいいのかなと思いました。

○普光院委員長 はい、ありがとうございました。不十分な点について、これからまた推敲を行いたいと思います。今、出していただいたご意見、それに対してどうしますということをお願いしては申し上げてきましたが、その範囲内で委員長一任ということでご賛同いただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○古山委員 一任っていうことは、委員長がその後修正します。そのあとの流れはどうなりますか。

○普光院委員長 もうそれでお預けいただいて、確定するという形。

○古山委員 最終確認もなく、それで確定することになりますか。

○普光院委員長 はい。そういうことになります。ただ、今日出たご意見の範囲を超えて変えることはありません。今日、皆さんの前で議論した内容で修正をさせていただきます。

○古山委員 私も具体的な修正案を出したので、そこから大きく変えられるということはないと理解をしていますが、万が一、自分が言ったことと意図していない内容になっていときに、最後何も言えないっていうのは、委員長、そこ伝わってませんよじゃないですけど、やっぱり最後、私たちが出した答申ですっていえるように、基本的に、やっぱり、混乱させたいわけじゃないし、答申を出すために私もここにいるので、ただやっぱり、自分の言った意見が、何ですかね、誤解をされたり不本意な形で出ていることがないっていうことを確認する場合は、やっぱり作っていただきたいです。

○大前委員 私も同様です。

○尾高委員 私も委員の1人として、言いたいことの10分の1も多分言えてない状態でここにいるんです。ただそれは、委員会の会議体として収まる部分と収まらない部分はあると思うんです。すべてを反映できるか反映できないかは、やはり、先ほど言われた答申のボリューム、読んでいただけるか、把握していただけるか。ここまでだったら飲み込めるかとか、そういうものを私たちはある程度考えながらやってきたと思うんです。私たちは多分これは言わなきゃいけないということは言ってきたと思うんです。その内容は委員長、副委員長に伝わっていると思っています。ですので、この後は、委員長にお預けして、修正いただいて、最終的な判断は先ほど言ったように行政側ですので、そこまでの道筋として、私はもうここで、言いたいことはたくさんありますよ。けれども、自分の意見を全部を反映できるとは思っていませんので、私は、あとは委員長の今までの保育に関わる経験とあと長期計画の委員長をされていた渡邊副委員長にご一任したいと思います。

○普光院委員長 ありがとうございます。

○古山委員 であれば言い方を変えます。最初にお話したとおり、取りまとめ方、進め方の問題だと思っています。結果的に、私も早く指摘すればよかったと思ってるんです、結果的に出した意見出した意見が、反映されるものと反映されないものがあるって、それに対して委員長は、1つずつ理由をつけていた。でも結果的にそれは私たちには届いていないんですよ。なので、私も、もう1回言いますが、無視をされていると感じているとこの場で言いました。出しても出しても意見が反映されない。だから、表現を変え、何度も繰り返し出してきたっていう経緯があるので、ここは最後、変えたいとかじゃなくって確認をさせて欲しい。

○水津委員 それだったら、確認だけということで、皆さんでちょっと見せていただくということはあると思うのですが、そこからまたご意見を出してそれを修正してってことはもう不可能だと思うので、そこは今日、疑義の中で、ご自分が言った意見を、皆さん、委員長、副委員長等がどのように受けとめたかということで、その修正案の中で、どうしても納得できないことがある以外は、基本的にはお任せして行かないと、出すものも出せませんよ。

○古山委員 お任せするつもりでいるんです。ただ、それが軽微なものであれば、順番をどうするとか、そういうぐらいだったらもう完全にお任せしますといえるんですけども最後の部分とか、答申の結論の部分。そこを見ずしてお任せをするっていうことは、私は受け入れられなくて、ちなみにでは先に、この後のスケジュールを確認したいんですが、先ほど、来週に答申を出してという話があったと思うんですけども、そのあと、今度、説明会があってパブリックコメントがあってっていう流れがあるかと思うんですけども、まずそのスケジュールは確認をしたいです。

○普光院委員長 ここで一言一句言葉の検討まで入ると時間が絶対足りないということがあって、ある程度でまとめさせていただいたつもりです。ですから、もしかしたら、ご覧になったときに、印象が違うということも起こるかもしれないとは思いますが、直されたくないということではなく、お見せして、直すとなると、またみんなでそれを検討しなくてはいけないわけです。その時間がないし、この後、この答申をもとに市がどう取り組んでいくのかということが重要なので、そういうことを考えると、ここまで力か

けてやってきた答申について、このタイミングでそういわれてもという状態にしたいのです。時間の限界があるということでご協力をいただきたいと思います。今おっしゃったように、こうしましたというものをを見ていただくことは問題ないですが、そこでまた修正が入る。本当に決定的な間違いであれば別ですが、それ以外で修正ということになると。

○尾高委員 永遠に終わらないような気がする。

○大前委員 この方針素案が出てきてから話し合ったって、結局2回じゃないですか。これでまとめるというのがそもそも難しい話で。

○普光院委員長 進行がなかなかうまく進まなかったのはなぜかということも、振り返っていただきたいと思います。何に時間がとられてきたのでしょうか。事務局のせいではないですよ。これは議論すべきかどうかという、議論に入る前の議論がどれだけあったのでしょうか。進行が悪いので事務局のせいだとか、委員長のせいだとか言っていただいても構いませんが、それだけではなかったと思っています。今日、話したようなお話を、私はもっと早く出てくると思っていました。例えば先ほどの事務局が試算された4人の根拠について、すでに表になって出ているので、侃々諤々の意見が出るかと思ったら、私が質問して終わってしまったのです。私は、基本的には文章で議論するのではなく、この場で議論すべきだとずっと思っていました。ただ、前段の話で議論が起って、そして話をすべきところはすっと思ってしまって、また手続きの話で議論して、という進行になっていたと思います。それは私の力不足ですが。

○大前委員 そのままのスケジュールで、最後答申案を話し合うところが、どうしてもワークショップをやって民意を得たという形を作るために、具体的に話し合うスケジュールが足りなかったとっていて、この確認がとれるか最後、時間がないからとりあえず書類で意見を伝えようと思ったり伝えた上で話し合った方がいいと思って出したんですけど、その中で、今日も時間足りてない中で、急いでるからこそ、私も早く頑張って話すけど、全然時間足りてないし説明も足りてないし、ちゃんと伝わってるかどうかというところも含めて、確認してないものを、そうですっていうふうにはちょっとできないなっていうところはあります。

○普光院委員長 その点は本当に申し訳ないのですが、私は全部読んでいます。量から質への転換の話とか、財源の話とか、繰り返し繰り返しお書きになっていました。一度読んだことは、これは前にも出ていたなと思って読んでいます。それをどうでもいいと思っているわけではなく、例えば最後のところに入れたつもりですという説明をしたつもりです。それでも不十分だということだとは思いますが。進行方法が良くなかったというのは私の責任でもありますし、全体の最初の計画が甘かった事もありますし、反省することは多々ありますが、今日ここでどうすべきかを考えたいと思うのです。今ここでこの答申案を放棄してしまったら、もう何も進まない。

○尾高委員 今日で何とかやり切りたいという気持ちで、多分委員長も副委員長もいらっしゃって、だからこそ、締め切りが切れてる、締め切りを過ぎている2人の資料もここで、取り上げて。

○大前委員 締め切りの中で出しています。それは確認しています。

○普光院委員長　そういう議論はもういいと思います。

○尾高委員　一つ気になるのは、先ほどから副委員長の言葉が聞かれていないので、ぜひ渡邊副委員長にご意見をいただきたいと思います。いろいろなこと思われているのではないのでしょうか。

○渡邊副委員長　始めはいろいろ言おうかと思いましたが、手続き論になるから黙っていました。それは、やはり今日、結論を出したいという、そういう思いです。

私、他の委員会の委員長もやっていまして、例えば、長期計画審議会とか、最終的には委員長一任でお任せしますということで閉じます。私はそういうルールに従ってやっていただければいいのかなと思っています。

委員長は本当に大変な目に合いながら、行政と何回も何回も連絡を取って、副委員長にも全部メールが来るわけです。行政の方も、連休を全部返上して、これを作られてきてるという努力に対して、私は、何をやったかなと反省しています。頭は上がらない、下がるばかりですけど、一生懸命やられてきて、現在ここに到達したということを見たときに、私が他の委員会の委員長で、委員長一任ということを受ける以上に大変なことをやってこられています。委員長を尊敬しているし、信頼しています。今日も、全部、皆様のご意見を聞かれて対応されている。他の委員会と同様に、最終的には委員長、入れていただけるのであれば、委員長、副委員長にまかせていただければと。ここで頓挫してしまうとゼロ、そういうふうに思っています。

○水津委員　先ほどから委員長が、2人の意見をきちんと真摯に読まれて、調べてきていただいて、お話もいただいている部分もあると思うんです。それを、ここに盛り込みますとおっしゃった部分と、この部分に関してはちょっと違うと思いますとはっきり言われると思うんです。そこを踏まえて、出されたものに関して、確認させていただくことはいいと思うんですが、そこからもう一度ご意見というのは、ちょっとそれは、私は承服できないです。

○古山委員　抜け漏れがないかとかっていう確認は、やはりさせていただきたくて、私はこの資料78のところに書き切っていて、基本的には若干表現が変わる部分もあるけれども追加していただけるっていう回答であったことと、あとは、私が今回出した、ただ表現も変えたりっていうところで、あとは先ほどの正規職員はほぼ採用できているっていうのは、説明いただいてそこも追記させていただけるっていうところがあった。あとは資料70に対して、コメントをつけていただくっていうところは、お伝えをしてはいるので、やっぱりそこの最後反映されているかという確認をさせていただきたい。さらにこれを追加してくださいとか言うつもりは一切ないです。

○普光院委員長　そういう形で進めるということで皆さんよろしいですか。ありがとうございます。では、この後、一任いただきまして修正させていただき、市長に提出する前に、結果をご報告するということになります。万が一、うっかり漏れがあったらご指摘をいただくという形で進めたいと思います。

それでは、その他に入ります。事務局から何かございますか。

○中島保育施策調整担当課長　今、ご議論いただきまして正副委員長に一任のお話をいただきました。今後の日程につきましては、そちらを踏まえ、まず、正副委員長の修正作業に一定時間がかかるかと思っております。冒頭で部長も申し上げましたけども、来週、その修正をまとめて、委員の皆さんに見ていただく、お送りをします。また、市長の予

定を確認しまして、来週中に答申をご提出いただくという日にちを取りたいと思っております。そういった日時については、正副委員長や市長の予定を踏まえ調整をさせていただいて、委員の皆さんにお伝えしたいと思います。答申提出の場としては、でき上がった答申を市長にお渡しいただくという場になるかと思っております。

事務局からは以上となります。

○古山委員 来週中に、答申がまとまって、市長への提出も同じ週ですね。

○中島保育施策調整担当課長 来週中にお渡しをいただくようなタイミングで、修正作業をやっていただきながら、あとは市長の日程を来週の中で調整をさせていただきたいと思っています。

○古山委員 そのあとのスケジュールでパブリックコメントや、説明会はいつごろかみたいのが、もしあれば教えてください。

○中島保育施策調整担当課長 そちらにつきましては答申をいただいて市の方で方針を見直すという作業次第かと思っております。ただ会議の委員会の冒頭のところでのイメージとしては、大体6月に方針を見直して、7月にパブリックコメントで説明会とか大きな部分の計画はございます。それを目指して私達まずは、いただいた答申を踏まえて市で方針を見直す時間が必要になりますので、具体の日程は決まっておりますが、当初、在り方検討委員会でお示したスケジュールを目指したいとお答えさせていただきます。

○古山委員 市長に答申が渡った時点で、私たちの役目は終わりだと思っているんですが、そのあと、それをもとに方針がつくられた、その方針はどういう形で、市民に周知されるんですか。市報とかホームページとかになりますか。

○中島保育施策調整担当課長 その方針案に対してパブリックコメントをいただきたいと思っておりますのでパブリックコメントとしての周知のところがスタートになるかと思えます。

○古山委 わかりました。ちなみに、説明会とパブリックコメントで、どちらがどちらとかあります。

○中島保育施策調整担当課 9月の議会に条例提案というのが大きな目標になってございまして、それを踏まえるとパブリックコメントや説明会を並行していくという予定にはなっています。

○古山委員 説明会とパブリックコメントがあって、そこから出てきた意見をまた方針のところで、何かしらの変更があって、方針が確定をして、それが9月の議会に上がっていくというイメージですか。

○中島保育施策調整担当課長 おっしゃるとおりのイメージで進めていければ、方針案の中で触れている内容で条例提案になるかと思っておりますので、そういう流れです。

○古山委員 わかりました。

○普光院委員長 それでは、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。1年に渡る議論、お疲れ様でした。

閉 会